

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 1 1 回 農業委員会 総会 議事録

令和 6 年 5 月 24 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	9	平川 智司	委員
	10	山田 裕之	委員

事務局 長	<p>只今から、第10回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中12名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、9番平川委員さん、10番山田委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が富武 275 番 2 外 27 筆、現況地目が畑で合計面積 185,586.43 m²、 届出者 若里 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 5 年 12 月 21 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が若里 493 番 2 外 19 筆、現況地目畑が 156,834 m²、採草放牧地が 22,279 m²、合計面積 179,113 m²、届出者 永代町 ●●●●さん、旧所有者が● ●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 3 月 2 日で相続です。権利の種類及び内容は 所有権、あっせん希望は有です。</p>
	<p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員 長	<p>———異議なし——— 報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が西富 69 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 70,063 m²、契約期間 は平成 26 年 2 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日まで、合意解約の成立の日は令和 6 年 1 月 19 日、引き渡しの日が令和 6 年 2 月 29 日、通知者が、賃貸人 ●●●● さん、承継人 ●●●●さん、●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃 貸借です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が仁倉 231 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 8,051 m²、契約期間 は令和 5 年 8 月 31 日から令和 10 年 8 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡 し日が令和 6 年 2 月 28 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●● さん。解約後は賃貸借です。</p>

番号 3

土地の所在が仁倉 242 番 1 外 7 筆、現況地目畑が 80,677 m²、採草放牧地が 50,297 m²、合計面積 130,974 m²、契約期間は令和 2 年 9 月 29 日から令和 12 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 2 月 15 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 4

土地の所在が浜佐呂間 586 番 1 外 48 筆、現況地目が畑で合計面積 302,907 m²、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 15 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 2 月 21 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は売買と賃貸借です。

番号 5

土地の所在が知来 690 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 61,479.51 m²、契約期間は平成 25 年 9 月 30 日から令和 5 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 9 月 29 日、引き渡しの日が令和 5 年 9 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 6

土地の所在が中園 26 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 58,925 m²、契約期間は令和 4 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 11 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 7

土地の所在が中園 114 番 1、現況地目が畑で面積 42,117 m²、契約期間は平成 30 年 5 月 29 日から令和 10 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 2 月 20 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しい
でしょうか。

各 委 員 ———異議なし———

議 長 報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
次に、議案の審議に入ります。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定につ
いて
このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定につ
いて
農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農
用地利用集積計画について議決を求めます。

番号 1.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が

●●●●。土地の所在が仁倉 961 番 1 外 12 筆、現況地目が畑で合計面積 115, 803 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 14, 000, 000 円、10 ㎡当たり 120, 000 円です。

この案件は農地保有合理化事業により賃貸借していた土地の売渡が行われるものです。

図面で説明いたしますと（1 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、仁倉 12 号道路沿いの土地となります。

番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん、●●●●さん。土地の所在が西富 69 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 70, 063 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 300, 000 円、10 ㎡当たり 4, 300 円で、前回は 4, 900 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 12 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、佐呂間富丘間道路沿いの土地となります。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 231 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 8, 051 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 16, 000 円、10 ㎡当たり 2, 000 円で、前回は 2, 000 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 23 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、仁倉 6 号道路沿いの土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が旭川市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 249 番 1 外 5 筆、現況地目畑が 64, 455 m²、採草放牧地が 50, 297 m²、合計面積が 114, 752 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 168, 200 円、10 ㎡当たり 1, 500 円で、前回は他の土地と合わせて 2, 600 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 21 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、仁倉 6 号道路沿いの土地、番号 3、5 の近隣地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が旭川市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 242 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 16, 222 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 81, 000 円、10 ㎡当たり 5, 000 円で、前回は他の土地と合わせて 2, 600 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 9 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）青枠の土地です。

申請地につきましては、仁倉 6 号道路沿いの土地、番号 3、4 の近隣地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 74 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 38,560 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 210,000 円、10 ㎡当たり 5,400 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 25 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、佐呂間富丘間道路沿いの土地、番号 2 の近隣地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 586 番 1 外 24 筆、現況地目が畑で、合計面積 169,588 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 16,000,000 円、10 ㎡当たりの単価は 94,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 5 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、国道 238 号道路の南側、幌岩 4 号道路沿いの土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 210 番 7 外 23 筆、現況地目が畑で合計面積 133,349 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 5 年間、賃貸料は年額 640,000 円、10 ㎡当たり 4,800 円で、前回も 4,800 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 5 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、国道 238 号道路の南側、幌岩 4 号道路沿いの土地、番号 7 の近隣地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 158 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で、合計面積 1,935 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 96,750 円、10 ㎡当たりの単価は 50,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 24 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、元幌岩小学校付近、国道 238 号道路の南側沿いの土地となります。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 158 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 1,935 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 5 年間、賃貸料は年額 4,800 円、10 ㎡当たり 2,500 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 5 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）赤色枠の土地です。

申請地につきましては、元幌岩小学校付近、国道 238 号道路の南側沿いの土地、

番号 9 と同じ土地となります。

番号 11.

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が中園 195 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 25,231 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 88,000 円、10 ㎡当たり 3,500 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 18 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、武士 39 号道路沿いの土地となります。

番号 12.

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園 200 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 5,566 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 22,000 円、10 ㎡当たり 4,000 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 18 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、武士 39 号道路沿いの土地、番号 11 の近隣地となります。

番号 13.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 690 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 63,424.51 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 330,000 円、10 ㎡当たり 5,200 円で、前回は 5,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 12 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、道道知来東線道路沿いの土地となります。

番号 14.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 872 番 2、現況地目が畑で面積 327.63 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 2,000 円、10 ㎡当たり 6,100 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 9 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、仁倉 9 線道路沿いの土地となります。

番号 15.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が中園 ●●●●さん。土地の所在が中園 26 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 58,925 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 242,000 円、10 ㎡当たり 4,100 円で、前回は 4,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 17 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）赤枠の土地です。
申請地につきましては、中園啓生 10 線道路沿いの土地となります。

番号 16.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が中園 114 番 1、現況地目が畑で面積 42,117 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 27 日から 10 年間、賃貸料は年額 173,000 円、10 ㎡当たり 4,100 円で、前は 4,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 17 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、中園啓生 10 線道路沿いの土地、番号 15 の近隣地となります。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員 員 長 ———— 異議なし ————

議 案 第 1 号は原案どおり決定いたします
議案第 2 号令和 5 年度最適化活動の点検評価について
このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 2 号 令和 5 年度最適化活動の点検評価について
令和 5 年度最適化活動の点検・評価について、別紙により審議願います。
別紙でお配りしています、別紙様式 5、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。
令和 4 年 2 月 2 日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和 4 年度から最適化活動の目標の設定を行っており、毎年 5 月末までに総会で前年度の点検評価を行うこととなっております。
主だった内容を説明致します。

1 ページ目農業委員会の状況は、令和 5 年 4 月 1 日現在の状況を記載することとなっているため、目標設定時の状況をそのまま記載しています。

2 ページ目から 5 ページ目にかけての最適化活動の実施状況では、成果目標として農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進について、活動目標として活動日数等について、目標と実績を記載しています。

農地の集積については、新規集積面積は目標を大幅に上回っているものの、離農跡地で集積ができない土地などもあったことから、集積率は令和 4 年度並みの状況です。

新規参入の促進については、相談会への参加を予定していましたが、ブースでの待機参加人数が制限されたことから、昨年度は参加できませんでした。

目標の達成状況については、皆さんから提出いただいた活動記録をもとに、活動日数を集計し、また集積率などを点数化して計算したところ、農業委員会全体として「期待通りの結果が得られた」という結果となりました。

各委員ごとの結果についても人数で記載されていますので参考までにご覧ください。

最後のページでは、事務処理件数等について記載しています。

以上、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

議 長	<p>以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 他に質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員 議 長	<p>———異議なし——— 議案第2号は原案どおり決定いたします。</p>
平 川 委 員	<p>その他 今後、あっせんの手順はどうなりますか。</p>
事 務 局 長	<p>今までの手順後に、公社へ報告することになる予定。</p>
議 長	<p>町の農業委員会では、可決決定できない。</p>
会 長 代 理	<p>4月から新制度。</p>
議 長	<p>以前、阿部次長にも相談していましたが、午前中に農地パトロールの後に午後から総会を開催していましたが、今年から農地パトロールと総会を別日でそれぞれとしたい。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>8月の総会は、8月29日（木）なので、その前に開催準備を。</p>
議 長	<p>11月25～26日で、今年度の道内研修を計画しているので、今後の総会の度に視察先を委員から提案願います。</p>
各 委 員	<p>各委員さんの方から何かありませんか。</p>
議 長	<p>———ありません——— なければ第8回農業委員会総会を終ります。</p>

ここに会議の顛末を記録しその正当なることを証明するため署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____